

# 重複加入防止の注意喚起について

令和2年11月

公益社団法人 秋田県青果物基金協会

## 1 価格安定制度及び収入保険制度の重複加入防止の注意喚起について

価格安定制度と収入保険制度の重複加入は法律で禁止されております。  
 収入保険制度に加入する生産者は、価格安定制度からの脱退手続きが必要となり、

- ① **個人情報提供に関する同意書**
- ② **〇〇事業を利用しない期間についての申告書** の作成、提出が必要です。

また、次年度の交付予約に係る**予約数量**及び価格差補給交付金の**対象数量**からは、収入保険制度への**加入生産者分の数量は除外**することとなります。

生産者A：

収入保険制度へ加入したいと思っていますが、私の価格安定への加入状況はどうなっていますか？

J A 担当：

Aさんは特定野菜事業のすいかの価格安定制度に加入しています。

生産者A：

収入保険制度と価格安定制度への重複加入が出来ないと聞きましたがそれはどうしてですか？

J A 担当：

収入保険制度は、収入の減少を補うための制度であり、同様の類似制度への重複加入は法律上認められていません。

生産者A：

価格安定制度から脱退する手続きを教えてください。

J A 担当：

下記の同意書と申告書をご提出下さい。

- ① **個人情報提供に関する同意書**
- ② **〇〇事業を利用しない期間についての申告書**
- ③ 上記②はJ Aの受付印押印後、写しを生産者に手渡し、お互いに共有します。

生産者A：

事業を利用しない期間についての申告書の写しの取扱いはどうすればよろしいですか？

J A 担当：

収入保険制度の加入手続きを行う際に**提示**、又は写しを**提出**して下さい。

この時点で価格安定制度への重複加入が無い事が証明され、万が一脱退手続きが完了していない場合の担保となり、救済措置を受ける事が出来ます。

生産者A：

私の価格安定制度の負担金がありますが、いつ頃返還となりますか？

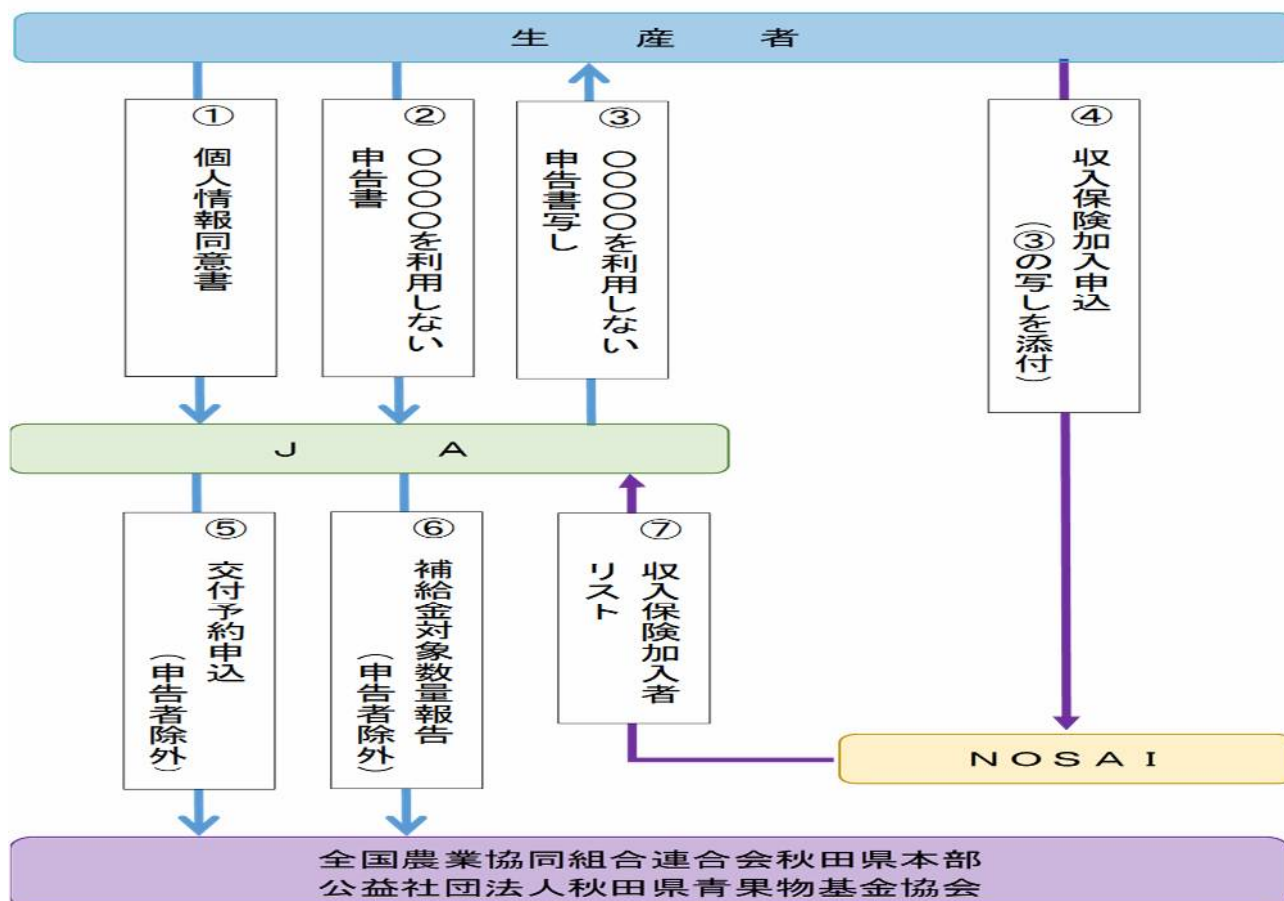
J A 担当：

価格安定制度の負担金は、全県単位で次年度の交付予約申込数量が確定し、負担金の計算及び金額が決定されてからの手続き実施となり、**返還の時期**は、毎年の**6月～7月**となります。

事業名	申込時期	返戻時期
指定野菜事業	5月申込	6～7月
	8月申込	9～10月
特定野菜事業	3月申込	6～7月
園芸作物事業	4月申込	7月

## 2 重複加入を防止するための対応策等について

<p>(1) 価格安定制度</p> <p>① 生産者からの個人情報提供に関する同意書</p> <p>② 生産者からの〇〇事業を利用しない期間の申告書 (部会等の総会(会議)で提出依頼を実施する。)</p> <p>③ 上記②にJA受付押印後の写しを生産者へ手渡す。 (JAと生産者それぞれで保管。行違い防止対策)</p>	<p>生産者 ⇒ JA</p> <p>生産者 ⇒ JA</p> <p>JA ⇔ 生産者</p>	<p>加入前・随時</p> <p>加入前・随時</p> <p>提出後に実施</p>
<p>(2) 収入保険制度</p> <p>① 収入保険加入時に上記(1)の③の写しを提示、提出</p> <p>② 収入保険加入者リストの情報提供</p>	<p>生産者 ⇒ NOSAI</p> <p>NOSAI ⇒ JA</p>	<p>加入時</p> <p>加入確定後</p>
<p>(3) 収入保険加入者リストの送信等</p> <p>① NOSAIは、市町村別に住所、氏名、TELで整理した加入者リストをJAへ送信する。</p> <p>② JAは、当該加入者リストにより「個人情報の同意書及び〇〇事業を利用しない期間についての申告書」の提出の有無を確認し、未提出の生産者がいないかチェックする。</p> <p>③ JAは、未提出の生産者が発見された場合は、申告書等の提出を求め手続きの完了を促す。</p> <p>④ JAは、交付予約申込及び補給金交付対象の出荷実績の確認の際、収入保険加入者リストから当該生産者分を除外し、申込及び実績報告を行う。</p>		



- 令和2年度において農業保険法の一部改正が実施され、加入1年目に限り収入保険と価格安定制度の重複加入を認める制度改正が実施されました。
- 具体的には、令和3年1月から収入保険に加入する生産者は、令和2年12月まで加入手続きが必要となりますが、価格安定制度における令和3年1月～令和3年12月までの期間の対象野菜の加入申込及び補給金等の受領が可能となります。
- 2年目以降は、価格安定制度への加入は出来ませんので上記の対応が必要となります。

(別紙1)

農業収入保険事業に関連した野菜価格安定対策事業に係る  
個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は、下記に記名押印の上、ご提出ください。

〇〇 〇〇は、次の事業（以下「本事業」という。）（注1）の利用状況に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、〇〇 〇〇は、本事業の適正な実施に当たり、農業収入の減少について補てんを行う農業経営収入保険事業（以下「収入保険」という。）との類似事業を利用する者は、収入保険の保険資格を有さないことから、本事業と収入保険との同時利用が発生することを防止するため、本事業の利用状況について、次の関係機関（注2）に必要最低限度内において、提供する場合があります。

事業 (注1)	指定野菜価格安定対策事業 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 秋田県園芸作物価格補償事業
関係機関 (注2)	全国農業共済組合連合会及び全国農業共済組合連合会からの 業務委託先

〇〇〇〇農業協同組合  
代表理事組合長 〇〇 〇〇 殿

上記の「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について、同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(別紙2)

指定野菜価格安定対策事業 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 秋田県園芸作物価格補償事業
---

令和 年 月 日

〇〇〇〇農業協同組合  
代表理事組合長 〇〇 〇〇 殿

住 所	
氏 名	㊟

農業保険法施行規則附則第22条第1項に規定する保険資格者に関する特例等の適用を受けず、農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、価格差補給交付金等の交付を受けないものとして、指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び秋田県園芸作物価格補償事業（本申告書において「事業」という。）を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

1 事業を利用しない期間（個人）
令和 年 月 日～

2 法人事業年度（申告者が個人の場合は、記載不要）
令和 年 月 日～

以上

上記のとおり「指定野菜価格安定対策事業を利用しない期間についての申告を受け付けました。	J A 受付印
---	---------

- ※ J Aが正、生産者等が副をそれぞれ保管する。
- ※ J Aからの受付印押印後、当該写しを受領し、収入保険加入時申請時にご提出下さい。